

南島原市優秀工事表彰事務取扱基準

(目的)

第1条 他の規範となる優れた工事を表彰することにより、適正な施工の確保と建設技術の向上に資することを目的とする。

(表彰の実施)

第2条 他の規範となる優れた工事について、優秀工事として、市長表彰を実施する。

(対象工事)

第3条 南島原市が発注した工事のうち、第2条に規定する表彰の前年度（以下、「表彰対象年度」という。）に完成した建設工事で、南島原市建設工事成績評定要領に基づき評価された工事とする。

(推薦)

第4条 優秀工事の推薦は、第6条に規定する推薦基準に基づき工事主管課長が優秀工事推薦書（様式－1号）により推薦する。

(選考委員会と受賞者の決定)

第5条 選考に当たっては選考委員会（以下、「委員会」という。）を置き、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会は、委員長が招集し主催する。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。
- 4 委員は、委員長の承認をもって代理の者を出席させることができる。
- 5 表彰の選考に当たっては、委員会で審議し委員長が決定する。

(推薦基準)

第6条 表彰に関する推薦基準を別表2に定める。

(表彰の取消)

第7条 表彰を受けた建設業者の受賞者として不適当と認められる行為が、受賞した年度内に判明した場合は、表彰を取り消す。

- 2 不適当と認められる行為は、別表3に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部管財契約課が行う。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1（選考委員会の構成）

委員長：副市長

委員：総務部長、企画振興部長、農林水産部長、建設部長、水道部長、
教育次長

別表 2（推薦基準）

1. 表彰対象とする工事は、南島原市内に主たる営業所を有する建設業者が施工した工事とする。なお、対象とする工事の請負者が特定建設工事共同企業体である場合、南島原市内に主たる営業所を有する者が代表構成員である場合に限る。
- 2 当該工事成績評定が80点以上とする。ただし表彰対象年度において、他の工事で工事成績評定が65点未満を受けた建設業者を除く。
- 3 次のいずれかに該当する他の規範となる優れた工事とする。
 - (1) 施工計画、品質、出来形管理等の施工技術が優れた工事
 - (2) 安全管理、現場管理、労務管理等が優れた工事
 - (3) 工事施工上の困難な社会条件、自然条件を克服した工事
 - (4) 新しい技術を導入するなど、今後の施工技術の発展に寄与する工事
 - (5) 施工・品質・安全衛生・施工管理等において、創意工夫に努めた工事
 - (6) 地元との調整において、積極的かつ協調的で、円滑な工事の遂行に努力した工事
 - (7) 施工・現場管理において、環境保全対策（建設リサイクルへの取組、環境物品等の調達）に積極的に取り組んだ工事
- 4 表彰対象年度の前年度から表彰日の前日までに建設業法や独占禁止法、その他の法令等に違反し行政処分若しくはそれに準ずる行政指導を受けた建設業者、指名停止を受けた建設業者、又は、入札参加規制を受けた建設業者、若しくは受けている建設業者の施工した工事は対象としない。
- 5 表彰対象年度に、次の事故を起こした建設業者の施工した工事は対象としない。
 - (1) 休業4日以上工事関係者事故
 - (2) 建設業者に責のある、工事に起因する重大な公衆災害事故

別表 3（不適当と認められる行為）

不適当と認められる工事は、次のいずれかに該当する行為とする。

- 1 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は起訴された。
- 2 建設業法に違反する事例が判明した。

- 3 独占禁止法に違反する事例が判明した。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 5 入国管理法に違反する外国人の不法就労が判明し、送検された。
- 6 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 7 下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する下請け代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為が判明した。
- 8 受賞業者の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟、暴力団関係者がいることが判明した。
- 9 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に係る砂利、砂、防音シート、軍手等の物品購入、土木作業員やガードマンの受入、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っていた事実が判明した。
- 10 安全管理が不適切であったため、死亡者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- 11 当該工事に係る瑕疵の修補により工事成績評定の再評定を行った場合。又は損害賠償が実施された。

(様式-1号)

優秀工事推薦書

○工事に関する事項

1.工事番号

2.工事名称

3.施工場所

4.請負契約額

5.発注番号

6.工事業種 土木一式・建築一式・電気・管・舗装・造園・その他()

7.施工者

(1) 住所

(2) 商号又は名称
(フリガナ)

(3) 代表者名

(4) 電話番号

8.工期 平成 年 月 日～平成 年 月 日

9.工事概要

10.工事成績評定点 点

11.落札方式 最低価格・総合評価(特別簡易型)

○技術者に関する事項

(フリガナ)

1.氏名

2.住所

3.生年月日 年 月 日 歳(各年度の4月1日時点の満年齢)

○優秀工事として推薦する理由(平面図、写真等を別途添付すること)

上記のとおり推薦します。

平成 年 月 日

所属 部 課

氏名 印